平成２１年（フ）第６７８号
埼玉県越谷市蒲生旭町７番15号シャトレー旭202
債務者　奈良　和美
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６７９号
埼玉県越谷市大字上間久里245番地７
債務者　稲生かつ代
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６８４号
埼玉県八潮市大字大曽根809番地
債務者　江畠　光代
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６８７号
埼玉県越谷市大字上間久里289番地
債務者　片山　真実
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６９５号
埼玉県草加市松原３丁目Ｃ64番404号
債務者　矢野富士子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６９６号
埼玉県草加市旭町２丁目５番３号　サンハイツ松原202号
債務者　石川　真弓
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４号
埼玉県八潮市大字大曽根350番地１　サンシティ八潮201号室
債務者　佐藤　美穂
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第８３０号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘１丁目31番地の30
債務者　熊崎　和男
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１号
埼玉県所沢市三ケ島２丁目682番地の11、前住所埼玉県所沢市上新井１丁目３番地の１カーサ・ミア208
債務者　小山田　剛
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９号
埼玉県川越市大字木野目536番地３　ル・シエル103号室、前住所埼玉県春日部市増富732番地11
債務者　小川　康男
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２８９号
新潟県長岡市高野町266番地
債務者　田中　博樹
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第３９１５号
札幌市厚別区厚別中央３条４丁目15番４号セントラルハイツⅡ―107
債務者　東　　義一
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９３２号
札幌市南区藤野３条２丁目２番27号
債務者　佐藤　達哉
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９５９号
札幌市豊平区西岡１条11丁目７番15号
債務者　稲葉　　洋
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９６８号
札幌市白石区北郷４条３丁目２番33号　ハイツにき201号
債務者　林　美希子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１２８号
札幌市白石区本通19丁目南５番13号　第２サカキハイツ105号
債務者　大釜　　晃
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１７１号
札幌市豊平区美園１条２丁目１番２号　ナーシングホームなつれハウス美園407号
債務者　安武　　保
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで札幌地方裁判所民事第４部